

2013年6月定例会 個人質問

○副議長（川上八郎） 次に、16番 櫻井周議員の発言を許します。——
—櫻井議員。

○16番（櫻井 周）（登壇） それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、発言通告書に従いまして質問をさせていただきます。

今回は3点質問させていただきます。学校教育の中の英語教育について。それから、地域提案制度について。それから、入札制度について、この3点、お伺いをいたします。

まず、英語教育についてでございますが、大学生の就職活動等においてもグローバル人材という言葉が最近をよく言われております。このグローバル人材という言葉、これは英語だけではないんですけども、英語も重要な構成要素の一つでございます。この英語教育については、私のころにはまだ中学校から英語教育は始まっておりましたけども、今では小学校5年生、6年生で英語の授業始まっております。また、教育再生実行会議では、5月28日の提言で、小学校英語の教科化ということも言われております。また、品川区、それから金沢市においては小学校1年生から英語学習を始めております。英語教育、ますます重要になっているというのが現状でございます。

そこで、英語の学習方法についてまず取り上げたいと思います。ある中学校の土曜学習において、ちょっと私もボランティアとして行っておりましたところ、文法問題をじとっと考え込みながら解いている生徒がおりました。こうした様子を見ていて、これでは英語のコミュニケーションスキルはなかなか身につかないのではないかというふうに心配いたしました。といいますのも、英語学習の基本はやはり音読でございます。一方で、ある中学生の保護者にお尋ねをしたんですけども、家で英語の教科書を音読しているという様子は見られないというふうに言っておりました。こうしたことについて、ちょうど2年前、平成23年6月17日に本会議で私、質問させていただきました。そのときの学校教育部長は、教科として初めて学習する英語科におきまして、教科書を食べ尽くすと銘打って、音読、シャドーイング、暗唱などの学習を通して英単語、基本文型の定着を図っておりますというふうに御答弁いただいております。この教科書を丸ごと吸収していくという考え方は全くそのとおりでというふうに思います。

そこでお尋ねをいたします。教科書の音読とシャドーイングが学校現場では十分に浸透していない、生徒は英語学習方法を十分に身につけていないというふうに感じますが、音読とシャドーイングはどの程度学校教育の中で、また家庭教育の中で行われていますでしょうか。

次に、英語の教科書についてでございますが、市立伊丹高校では熱心な先生

が教室でシャドーイングを実施するというをやっております。とても重要なことですし、すばらしいことだというふうに思っております。しかし、シャドーイングを教室で1回、2回やった程度ではなかなか効果は上がりません。教室でシャドーイングという勉強方法を学んだら、これを家に帰って一つの単元を毎日何十回とやり、定期テストまで500回ぐらいやってみるということ初めて学習効果が出るものだというふうに思います。そのためにも、生徒がCDなどの音声データ、持って帰って家庭で自学自習できるようにするべきだというふうに思います。この家庭学習の重要性は、先週金曜日の市川議員の質問に対する学校教育部長の答弁の中にもあったとおりでございます。

そこでお尋ねをいたします。シャドーイングを毎日やるためには教科書の文章をネイティブが読み上げたCDなどの音声データが必要でありますところ、英語の教科書たるもの、音声データが当然に附属しているべきというふうに考えますが、中学校、高校の英語の教科書に音声データはついているのでしょうか。

次に、高校入試についてお尋ねをいたします。中学校の現場では高校入試への対応を第一に考えた授業をせざるを得ないというのが現状でございます。高校入試の英語問題が変な問題であれば中学校の英語教育に悪影響を与える、よい問題であればよい影響を与えるであろうというふうに考えられます。

そこでお尋ねをいたします。伊丹市には市立伊丹高校ございますが、このグローバルコミュニケーションコースの入学試験で、より実践的な英語力を図るようなテストを導入してはいかがでしょうか。具体的にはTOEFLのようにリスニング、リーディング、スピーキング、ライティングの構成で出題してはいかがでしょうか。そして、あるべき英語教育を世に問うべきではないでしょうか。入学試験は学校の教育理念が具体的に表現される最も重要な機会の一つだというふうに思っております。すなわち、どのような学生に入学してもらいたいのか、入学してくれた学生にどのような教育を行いたいのかということが表現されているからだというふうに思うからです。市高のグローバルコミュニケーションコースはいわゆる推薦入試のみで入学選考を行っておりますところ、当日の学力検査として行っている英語の独自テストを見直して、より実践的なものにしてはいかがでしょうか。

次に、地域提案制度に関連して、地域組織のガバナンスについてお尋ねをいたします。この地域提案制度についてはニア・イズ・ベターの原則ということで、地元住民が地元のことを最もよく理解しているという原則に立って伊丹市の持つ権限の一部を実質的に地域組織に移譲するという考え方、これについては大変理解するところではございますけれども、理念的な課題であるとか実証の課題があり、また、相崎議員の行ったフォーラム伊丹の代表質問に引き続き

まして質問をさせていただきます。

まず第1に、正統性の問題でございます。この「せいとうせい」と日本語で言ったときには、英語に直すとバリディティーというときとレジティマシーというのと2つの言葉が出てくるんですけども、本日はレジティマシーという意味で質問をさせていただきます。このレジティマシーという意味の正統性でございますが、これは政治権力への服従が道徳的に正しいという概念というふうに政治学的には言われております。もう少し平たく言えば、納得感を持って従うという、そういう意味でございます。

地方分権というふうに今言われておりますけれども、国から県へ、さらに県から市へという流れでございます。それを究極的に進めていけば市から地域組織へということになるかと思えます。この地方分権という考え方でございますが、県には県民を代表しての県議会、市には市民を代表しての市議会というのがございます。投票率が5割に達していないという課題はございますけれども、公職選挙法というものに基づいて選挙で選ばれている、住民代表としてある種のレジティマシーがあるものというふうに理解いたします。ところが、地区社協ですとか自治会などの組織には法的根拠は原則としてございません。したがって、地区社協や自治会が地域住民を代表する機関としての税金の使い道を決定する権限のある種の法的な根拠といえますか、そういったもの、正統性はないものというふうに考えております。

このレジティマシーを確保する方法として、例えばこの地域提案制度のようなものを行っている愛知県豊田市では、前の年に地域組織から事業を提案してもらう。それを予算案に盛り込み市議会で審議し、予算が可決すれば実施をするということで、市議会で議決をしているということで、最終的な責任も市議会が負うというようなやり方でございます。当然といえば当然のやり方でございますが、賢い方法だというふうに思います。

そこでお尋ねをいたします。地域提案制度の実施に当たって、伊丹市はこのレジティマシーをどのように確保しようというふうに考えておりますでしょうか。

次に、実施上の問題をお尋ねいたします。このレジティマシーを確保する別の方法として、正当な手続、民主的な手続を行うことで、つまり地域住民の声を丁寧に集めて意見集約すること、これはまさに本事業の目的でもございますが、そうすることによって一定程度確保できるものと考えます。

そこでお尋ねをいたしますが、しかし、この場合、地域組織は地域住民の声をどの程度集めれば地域の総意とすることができるのでしょうか。また、地域提案制度における民意集約の手続を画一的に定めることが困難であるとしても、民意集約に必要な、必要不可欠なポイントを地域組織に示すべきだとい

うふうに考えますが、市当局はいかがお考えでしょうか。この地域提案制度において、自治会の、仮に役員だけで決めたとして、ふだんからこの自治会運営、非常に丁寧にやっているようなところであれば、自治会員とそれから自治会役員との間に信頼関係があって、そして地域住民からそのように自治会役員だけで決めたとしても、もしかしたら大きな異論はないかもしれません。しかし、信頼関係がないところで自治会役員だけで決めてしまうと独断というふうな見られ方をしてしまいます。同じ手続であっても、その反応といいますか、結果は自治会によって異なるということも考えられると思います。これまでの地域組織の運営に基づく地域住民と地域組織との信頼関係、これはどのように評価されますでしょうか。また、この地域提案制度、これも市の事業でございますから、当然に行政評価の対象になろうかと思えます。

そこでお尋ねをいたします。事業の目的は地域の自主性の向上とのことですが、どうやって事業の効果、これはアウトプットではなくアウトカムをどのように評価するのでしょうか。また、事前評価はいつ行うのでしょうか。一方で、事後評価の結果、十分な効果は発現しなかったと評価され、低評価の原因が地域組織での事業選定にあったと分析された場合、責任の所在はどうなるのでしょうか。

また、実施上の現実的な問題といたしまして、伊丹市も高齢化が進展しておりますけれども、自治会運営の担い手が年々減少しつつあるというのが現実でございます。また、自治会の加入率が年々低下しているというのも現実でございます。平成23年度には83.1%だった加入率が平成24年度については80.8%に下がっております。平成25年度についてはまだ数字は出ていないということでございますが、この自治会の加入率低下しているということは、だんだん深刻な問題かというふうに思っております。また、現在の自治会は、今やっている運営で手がいっぱいというところが多いかと思えます。また、自治会長、自治会、伊丹市内にたくさんございますが、約その半数が1年で交代をするというような状況でございます。そして、1年交代ですけれども、交代する次の引き受け手を探すのに困っているという話もよく聞きますし、もう決まらないからくじ引きでやっているという自治会もあるように聞いております。そこで、地域提案制度という新たな業務をふやすということになりますと、やはり既存業務のリストラが不可欠かというふうに思います。市から自治会への依頼には下請業務的なものも含まれております。

そこでお尋ねをいたします。この機会に市から自治会へ依頼する業務を見直すべきというふうに考えますが、市当局はいかがお考えでしょうか。また、子育て世代の本音といたしまして、共働き家庭というのも少なくありませんが、結構忙しいもんですし、地域の課題を議論する時間があるなら子供に向き合い

たいというのも本音でございます。そうしたところ、やはり話し合いの方法も工夫する必要があるのではないかというふうに思います。

そこでお尋ねをいたします。自治会運営において集会所に、共同利用施設に集まって議論するという伝統的な手法のみならず、場所と時間が拘束されないソーシャルネットワークサービスなどを活用した話し合いの方法なども模索していくべきというふうに考えますが、市当局として地域組織のこのような取り組みに対して技術支援を提供することはできますでしょうか。なお、インターネット利用というふうに申し上げますと、デジタル世代とアナログ世代の分断というようなデジタルデバイドという言葉が10年前によく言われましたけれども、そうした問題があるかもしれません。しかし、そうしたデジタル的な手法とアナログ的な手法、さまざまな手法を組み合わせることでネットワーキングをしていく、それこそが地域の活性化といえますか、統合させていく一つの方法ではないかというふうにも思います。

3点目は、ガバナンスの問題について質問いたします。地域提案制度は小学校区単位で実施をされます。地域の声を集めるということが今回の制度趣旨でございます。そのためには、先ほど来申し上げておおり、自治会、地区社協の意思決定、手続が民主的に行われるということが大変重要でございます。この小学校区単位で実施されたものとしまして、県民交流広場事業というのがございます。丁寧に実施できた地域もあれば問題が噴出した地域もございます。県民交流広場事業などの反省と教訓を踏まえて地域提案制度を実施すべきだというふうに考えます。ある地区社協、自治会においては、県民交流広場事業を活用して防犯カメラを地域に設置しようというふうに考えました。住民に反対する意見も多くあったという、そういった地域もございました。にもかかわらず推進をしたと。その結果としまして、この自治会では防犯カメラ推進派の自治会長から反対派の自治会長へ交代したということがありました。

また、ある自治会では、県民交流広場事業のお金を使いまして共同利用施設を建設しようと、その用地確保のために小さな児童遊園地の撤去を目指してアンケート調査を行っておりました。このアンケート調査では記名式で行われ、かつ賛成と反対の理由を明記しろということになっておりました。このアンケート用紙には回覧板に添付された封筒に入れて回収をするという方法になっておりましたけれども、この回収用の封筒には、提出されない方については賛成とみなしますので御了承くださいというふうに書かれておりました。このようなアンケートの調査方法で住民合意と言えるのか甚だ疑問でございます。

また、ある自治会では、自治会の総会において自治会員に発言権を与えず班長以上に発言権を与えると、あるというふうに議長が一方的に宣言をし、一般会員は傍聴のみということになっておりました。総会は自治会員をもって構成

2013年6月定例会 個人質問

すると、その自治会の会則で規定しているにもかかわらずです。自治会に発言権と議決権を与えない総会を総会として認定できるのか甚だ疑問でございます。

また、ある自治会では特定地域の自治会員に対して誓約書に署名し提出することを求めております。その誓約書の中には、規約、自治会総会、班長会、合同委員会、役員会の決定事項を厳守します、さらに、上記事項が守れない場合、その他不都合がある場合は自治会、役員会の決定（退会など）を受託しますと記載されておりました。自治会全員に対して求めるのではなく、特定地域の住民のみを対象として誓約を求めるということは、まさに住所地差別に当たります。憲法14条に違反する重大な人権侵害だというふうにも思います。また、この自治会退会ということは、これ実質的な除名の要件が決定事項やその他不都合がある場合と、極めてあいまいであることも問題でございます。そして、この誓約書を提出しなければ退会届の提出し、結果的に多くの自治会員が退会をしております。誓約書も退会届も提出しなければ回覧板を回さないなど、当該自治会に通知することなく自治会役員側で実質的な除名扱いを行うということも行われているようでした。

いずれにしても、一部の自治会においてはまちづくり基本条例の4条に定められた市民はお互いを尊重し、支え合いながら熟議によりまちづくりの推進に努めなければならないが、ないがしろにされているという現状がございます。

そこでお尋ねをいたします。地区社協や自治会には適切に運営されているところもあればそうでないところもありますが、市当局は適切な運営と不適切な運営をどのように定義しますでしょうか。また、不適切な運営がなされている地区社協と自治会について、市当局はどのように把握しているのでしょうか。また、県民交流広場事業における地域組織の不適切な運営の反省と教訓を地域提案制度においてどのように活用していくのでしょうか。また、地域提案制度を実施するに当たり、不適切な運営がなされている地区社協と自治会に対して、市当局はどのように関与していくおつもりでしょうか。以上の問題は、地域提案制度の導入に伴って発生したわけではございません。これまでも市当局から自治会へ補助金を繰り出してきました。

そこでお尋ねをいたします。自治会へ補助金を繰り出すに当たって自治会が適切なガバナンスを行えているのか、審査基準はあるのでしょうか。地方自治法260条の2が地域組織のガバナンスのあり方として参照されるべく考えますが、市当局の見解はいかがでしょうか。

次に、入札制度についてお尋ねをいたします。公共事業というのは業者にとっては大もうけできるような仕事ではございません。むしろ、余りもうけは出ない、しかし、一生懸命やろうということをやっていることだというふうに関

いております。こうしたときに、公正、公平に実施をされているという納得感、それから、市に対する信頼感が非常に重要だというふうに思います。事業によっては複数の業種において実施可能であるような、そういった事業がございます。そうした事業において、複数の業種において実施可能である事業においては実施可能なすべての業種を指定をして入札を行うべきというふうに考えますが、市当局のお考えはいかがでしょうか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○副議長（川上八郎） 教育委員会事務局、太田学校教育部長。

○番外（教育委員会事務局学校教育部長太田洋子）（登壇） 私からは、英語教育に関する数点の御質問にお答えいたします。

まず、英語学習における音読の徹底についてですが、現在、中学校における英語の授業は週当たり4こまで、1こま50分となっております。この50分の授業の中でできるだけリーディング、リスニング、スピーキング、ライティング、つまり、読む、聞く、話す、書くという4つの活動を組み入れるため、音読に充てる時間は平均して約10分程度です。内容につきましては、シャドーイングを初め教科書を見ながら15程度の英語を一瞬で頭に入れ、即座に教科書を閉じて発音するリードアンドルックアップや、一方が教科書を見ながら英語または日本語を言い、他方が英語を言うペアリーディングなどの多様なリーディング活動を難易度やスピードを上げながら行うことによって、生徒が飽きずに何度でも音読できるよう工夫しています。

教科書の音読とシャドーイングが学校現場では十分浸透していないとの御指摘につきましては、先ほど申し上げましたように、一こまの授業では音読活動の時間が十分に充てられないことや、語学学習は継続した学習が効果的であることから、家庭での毎日の学習が重要であると考え、教科書の暗唱等を宿題として付与したり、予習や復習に音読を推奨するなどして、家庭でも読む活動を取り入れているところでございます。市立伊丹高校におきましては、1こまの授業進度は教科書約10行程度ですが、1こまの授業で5回程度、予習と復習で各10回程度音読を行っております。高校の教科書はかなり難易度が高いことからシャドーイングは2回程度ですが、中学校での音読活動に加えまして、5から15程度の聞こえてきた英語を覚え、聞き終わった後に発話するリプロダクションや、教科書を読みながら英語をノートに筆写する音読筆写、ペアで一方が英語を読み、他方が聞いた英語を和訳する通訳訓練など、音読の工夫を行っております。

次に、音読を徹底するための英語教科書のあり方についてですが、学校で使用する教科書は学校教育法第34条によって文部科学大臣の検定を経た教科書と、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが義務づけら

2013年6月定例会 個人質問

れており、現在、英語の教科書には中学校、高校ともに音読教材や音声データは附属しておりません。ただし、各教科書会社が教科書に準拠した音声CDを販売しており、必要に応じて生徒自身が任意で購入することが可能となっております。英語学習に音声データが有効であることは確かですが、費用がかかり、個人負担になることから、市内中学校及び高等学校では生徒が希望制で購入して家庭学習として使用しております。学校では授業においてALTとのチームティーチングに加えてCDやDVD、電子黒板などのICT機器を活用し、できるだけネイティブの英語に触れる機会を設け、繰り返し読む活動を充実し、家庭での学習につながるよう努めております。

次に、市立伊丹高校の入学試験の英語問題についてですが、現在、市立伊丹高校グローバルコミュニケーションコースの推薦入試では、英語、数学、日本語の小論文及び面接を実施しております。英語の問題につきましては、リスニングと英作文で約5割、長文読解約5割で構成されており、観点としましては、スピーキング以外のリーディング、リスニング、ライティングがバランスよく出題されております。今後も生徒の英語力が正確かつ総合的に把握できる試験となるよう十分配慮してまいります。いずれにいたしましても、英語はこれからの国際社会におけるコミュニケーションのための重要なツールです。小学校での外国語活動で十分英語に親しむことを経て、中学校、高等学校で英語によるコミュニケーション能力を育ててまいりたいと考えております。

○副議長（川上八郎） 村上市民自治部長。

○番外（市民自治部長村上雄一）（登壇） 私から地域提案制度に関します数点の御質問にお答えいたします。

地域提案制度につきましては代表質問でも御答弁いたしましたとおり、地域のまちづくりにかかわる事業で、当該地域の住民の意見を聞いて行うことが効果的であるものについて、予算の範囲内において地域からの提案に基づき実施することにより、参画と協働による市の事業の効果的な実施と地域の自主性の向上を図ることを目的として実施しようとするものでございます。

まず、最初の地域提案制度の実施に当たって伊丹市として正統性をどう確保するのかという御質問についてですが、今回の事業の実施につきましては対象を市が実施する事業といたしておりますことから、最終的な責任の所在は市にあるものと認識しております。これまででも市が実施する事業につきましてはさまざまな形で要望がなされているところでございます。同じ地域の住民から同じ地域においてさまざまな要望を個々に受けている状況もございます。これでは限りある財源の中で、その地域において本当に最優先して行ってほしい事業が明確にならず、市の見解と住民の意見が異なるといったことも生じております。この制度を運用するに際しては、地域において事前に十分な議論がなさ

れ、提案していただくことにより、市におきましても地域の要望が明確になることにより、より適正な事業執行に結びついていくと考えております。当然のことではございますが、提案内容についての技術的な点など、市の考え方につきましては十分に説明しながら進めていくこととしております。

次に、民意集約に必要なポイントを地域組織に示すべきではないかという御質問についてでございますが、これまでも代表質問でも御答弁させていただきましたとおり、地域におきまして、意見聴取の方法についてはさまざまにありますことから、画一的に要件を定めるものではなく、さまざまな意見聴取の方法を示しながら進めていくこととしております。また、先日開催されました自治会連合会ブロック長会におきましても、回覧などによるそれぞれが考える提案を書いていただくようお願いする方法を示し、手法などの例も示しているところでございます。

このような方法以外にも、班単位で意見をまとめていただき、上部の組織が取りまとめるなどの方法もございますので、コミュニティ推進員が地域組織の代表の方に地域の実情をきちんと確認する中で、その地域に応じた取りまとめ方法を助言していくことといたしております。

次に、地域住民と地域組織との信頼関係をどのように評価するのかという御質問についてでございますが、今回の地域提案制度についての最終決定は、役員会などで決められることと考えており、その際にも、地域で決定した内容を当該地域の住民の皆さんに回覧や地域広報紙などで周知することで、より信頼関係を確保していただきたいと考えているところでございます。

そして、市といたしましても、実施した事業につきましては、ホームページなどでも御紹介し、各地域における今後の事業の進め方の参考にしていただきたいと考えておるところでございます。

次に、行政評価についてでございますが、この制度は、市が実施する事業でございますので、行政評価の対象となるところであり、地域コミュニティの基盤強化を構成する事務事業として位置づけ、活動指標を地域提案制度により事業実施した地域組織の数とすることを予定いたしております。また、事前評価の実施時期につきましては、平成26年度から実施を予定しております。

今回地域の皆さんには大変な御苦勞をおかけすることとなりますが、地域の自主性の向上を図るということをこの制度の目的としておりますので、小学校区の地域組織で地域のことについて議論が交わされ、すべての地域から提案をいただくということがまず市が取り組むべきことではないかと認識しているところでございます。

提案された事業の評価につきましては、議会に対しまして、適宜実施した事業の報告をさせていただくことで、今後の制度改善につなげていきたいと考え

2013年6月定例会 個人質問

ております。もちろん地域の方々からの御意見につきましても、コミュニティ推進員が持ち帰り、市内部でも今後検討してまいりたいと考えております。

また、地域での事業選定が低評価の原因であった場合における責任についての御質問につきましては、地域がみずから考え提案されてこられる内容であり、議論がないまま、思いつきなどで提案されるものではございませんので、適切な決定プロセスを経ることによって決定された事業につきましては、効果がある事業が展開できていると確信いたしているところであります。

次に、自治会へ依頼する業務の見直しすべきではないかという御質問についてですが、現在市から自治会へ依頼する業務につきましては、毎年度行政事務委託契約を締結し、実施しているところであります。また、それ以外にも、各部局におきまして、さまざまなことをお願いしているところでございます。行政事務委託の主な業務といたしましては、行政が発行する各種文書等の回覧のほか、児童遊園地の清掃、市の所管する附属機関などへの参画、また選挙関係事務、市の設置しておりますコミュニティー掲示板の日常管理など、公共の福祉の向上に関する事務をお願いしているところでございます。

市民ニーズが多様化する中、それに伴い行政事務も増大する傾向にございます。議員御指摘のとおり、適切な業務量により業務を行っていただくことについては、適宜見直しを行っているところであります。

しかしながら、住民自治が進めば進むほど、地域の役割、業務量は増大していくことが懸念されております。当然のことではございますけれども、地域と市との役割分担を明確にし、業務を効率よく実施していくことはもちろんのこと、今後地域組織を構築する中で、役員のみにも過重な負担がかかることがないように、負担を分散することができる地域組織の構築に向け、我々も支援を行っていきたいと考えております。

次に、ソーシャルネットワークワーキングサービスを活用した話し合いの方法などを模索すべきではないか。また、技術支援を行うことは可能であるかという御質問についてでございますが、地域組織のあり方につきましては、将来的には小学校区を単位とした多様な主体が参加する地域組織が組織されるよう、支援を行っていくこととしており、個人の意見を吸い上げることができるような仕組みもあわせて検討してまいりたいと考えております。

ソーシャルネットワークワーキングサービスにつきましては、現在どの部分について支援することが可能であるか、詳細について言及することはできませんが、さまざまな形態により、住民参加を進めてまいりたいと考えております。

次に、自治会等の運営に関する御質問についてでございますが、自治会等の地縁団体につきましては、地域において自主的かつ自立的に運営いただくものであると認識しておるところでございます。

2013年6月定例会 個人質問

しかしながら、昨今市民ニーズの多様化や世帯構成の変化など、地域を取り巻く環境は日々目まぐるしく変化を遂げているところであります。そのため、これまではよかったものでも、継続が困難なものや変化を求められるものなど、地域におきましてもさまざまな課題があるところでございます。

そういった地域におけるさまざまな御相談につきましては、真摯に対応する一方で、地域の住民の皆さんが同じテーブルに着き、熟議を行っていただくことが何より大切であると考えております。

御質問の地域提案制度の実施に当たり、不適切な運用について、どのように定義するのか、また適切な運営がなされている地域組織の把握についてでございますけれども、これまで御答弁申し上げましたとおり、この制度自身が市民自治の確立を目指したものでありますことから、市のほうで一方的、また画一的に決められるものではないと考えております。

まちづくり推進課に配置しておりますコミュニティ推進員が地域での取り組みの場に同席し、地域の代表者や役員、構成員の方々と事前協議を行い、取りまとめの過程や決定の方法につきましても、必要に応じて助言などを行うとともに、それらの確認もさせていただき、執行などの担保をとってまいりたいと考えております。

次に、県民交流広場事業などの事業を地域提案制度にどう生かしていくのかという御質問についてでございますが、本市におきましては、これまで整備費を活用した地区は12校区ございまして、共同利用施設などを改修し、事務所機能や住民が交流できる場所などの整備を行うほか、事業の実施に必要な備品の購入として、放送設備ですとか、パソコンといったものの購入に活用いただいているところでございます。また、活動費といたしましては、14の小学校区が活用され、地域における各種行事の実施や広報紙の発行などに活用いただいております。

拠点施設の整備内容や活動内容の決定につきましては、地域組織におきまして十分に議論していただくことを申し上げております。地域組織が主体的に議論していただく中、必要に応じ市の職員も同席させていただき、事務手続や実際の実施の際における留意点などについて説明させていただいているところであります。

今後も県民交流広場事業につきましては、引き続き地域組織におきまして十分に議論していただくよう助言を行ってまいりますし、地域提案制度につきましても、同様の考えでございます。

次に、不適切な運営がなされている地域組織に対して、市としてどのような関与をしていくのかという御質問につきましては、先ほどから答弁いたしました

たとおり、市といたしましても、コミュニティ推進員が現地へ出向き、直接意見交換を行うほか、まちづくり推進課へいただいた市民の皆様からの御意見などにに基づき、日々地域の状況を把握することに努めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

最後に、補助金の交付に当たり、自治会がガバナンスを行えているのか、審査基準があるのかという御質問についてでございますが、現在補助金として交付いたしておりますコミュニティ活動等補助金につきましては、補助の要件は実施する事業の内容についての基準のみであり、組織としての統治能力などにつきましては、審査基準としては規定はいたしておりません。

今後、第5次総合計画にもございます地域コミュニティの基盤強化を進めるに当たり、地域組織を条例においてその位置づけを明確にすることとしており、議員からの御提案につきましても十分検討した上で実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（川上八郎） 増田総務部長。

○番外（総務部長増田 平）（登壇） 私から、公平性を向上させるための入札制度の改善に関する御質問にお答えいたします。

公共工事につきましては、業者にとって大きなもうけにはならないとの声があることでございますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律では、その第3条におきまして、基本理念として、公共工事は現在及び将来の国民生活、あるいは経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を持っており、その発注に当たっては、経済性に配慮しつつ、価格及び品質にすぐれた契約で確保すべきものとされておりますように、契約におきましては、価格面も大変重視されているところでございます。

こうした法律の趣旨を受け、工事施行に当たりましては、人件費等の確保のため、最低制限価格を設定し、発注時期に合わせ算出基準を見直すなどの配慮を行っているところでございます。

また、当然のことながら、入札は公平、公正に実施されているという信頼性が最も重要であると考えておきまして、そのため、本市における入札業務につきましては、平成19年度より兵庫県、県内市町と共同運営をしておりますシステムによる電子入札を実施しているところでございます。

御質問の複数の工種において施工可能である事業については、施工可能なすべての工種で入札すべきではないかの御質問でございますが、現在委託業務など、工事以外の案件におきましては、その内容により、複数の業種を設定し、入札を実施いたしております。これは入札参加資格登録時に複数の区分で登録された業者に、幅広く入札参加の機会を設けるとの考えから実施しているものでございます。

一方、工事の場合におきましては、これまでの施工実績や施工管理等の観点から、また特殊な施工技術が必要な場合がございますことなどから、基本的に一つの工種で入札を実施してきたところでございます。

しかしながら、御指摘のように、複数の工種で施工可能な工事案件も全くないは言えず、施工できる能力がありながら、結果的に入札に参加できていない工種が発生している案件を否定できない可能性もございます。工事につきましては、安全性の確保、良好な施工が大前提であるのはもちろんでございますが、今後複数工種の参加が可能かどうか、各工事案件の内容を十分精査し、検討するとともに、公共工事の入札等の適正化につきましては、引き続き調査研究を続けてまいります。

○副議長（川上八郎） 櫻井議員。

○16番（櫻井 周）（登壇） それでは、2回目の発言をさせていただきます。

まず、先に地域提案制度のほうについて発言させていただきます。

答弁の中で、地域において事前に十分に議論がなされ、提案していただくことにより、市におきましても、地域の要望が明確になることにより、より適正な事業執行に結びついていくと考えておりますというお話をいただきました。

こうしたことからわかるように、やはり地域でしっかりと議論していくことが極めて重要であるし、そもそもそれが事業の目的だというふうに理解しておりますが、一方で、今回この補正予算は7月3日に採決をされることになっていると。それから、一方で、当初、地域向けに説明されている内容では、7月末が一定の最初の締め切りとということになっておいて、事前に十分に議論がなされという時間はなかなか確保するのが難しいなというふうにも思っております。もちろん7月末を過ぎてからも、随時受け付けるというお話もいただいておりますけれども、こうしたところについて、今回なかなかタイトなスケジュールでやっておるといふところは、そもそもの事業の目的とかんがみてどうなのかというところもございます。

一方で、時期尚早というふうに言っておれば、多分来年になってもまた時期尚早ということになってしまって、いつまでたっても時期尚早になってしまいますから、ある時点で、えいやあとやっしまわなきゃいけないというところは理解をいたしますが、ただ、実施の初年度においてはなるべく丁寧にやるという方法をより工夫していただくよう、最初に要望しておきます。

また、ソーシャルネットワークキングサービスの活用等についてでございますけれども、市役所においては、市役所の広報課においてフェイスブック、ツイッターの利用というのを始めていらっしゃいます。こうしたところで、市民の、従来のホームページに加えてこうしたソーシャルネットワークキングサービスを利用している背景といたしまして、より双方向的な意見の聴取ができるような

体制を構築するということがあるかと思いますが、そうしたソーシャルネットワークサービスの特性を自治会においても十分活用することができるのではないかというふうに思いますし、また、現行自治会の運営というのは、いわゆる少し年代の高い方が中心になってかれておいて、いわゆる若い層、比較的中堅から若い層というのはなかなか参加をしていない、現状あるところを見れば、逆にこうしたいわゆるデジタル媒体を活用することによって、今なかなか参加できていない層を取り込めるのではないかとこのように思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そのほか、いろんな課題があるかと思いますが、そうした点については、また総務政策常任委員会の中でしっかりと議論させていただきたいと思ひます。

一方、英語教育のほうについてでございますが、これ、英語教育重要だということで、国のほうでも盛んに言っているという中で、しかし、英語の教科書にCDなどの音声がくっついていないということ。これは大変問題だと思ひますし、教科書として極めて不十分だと思ひます。普通の英語学習の参考書みたいなものには、大体CDは今ついております。したがって、CDをつけるということについて、それほど大きなコストがかかると思ひません。何か小学校の英語を強化教科に指定するとか、そうしたところに力を入れるのも結構なんですけれども、まずその前にやることあるだろうという気がいたします。これは、なかなか著作権法の問題もあって、伊丹市独自で何かをするというのは、ちょっと難しいところはあろうかと思ひますけれども、その法の網をかいくぐってと言うと、議会で言うとは非常に問題があるので、申し上げられませんけれども、何か工夫していただいて、この英語学習、家庭学習を充実できるようにお願ひしたいなというふうに思ひます。

あと、このシャドーイングですとか、音読というのは、ある種、単純作業、単純な訓練というような内容で、なかなかこれをやると、一たんやり出して定着をすれば、ある種、習慣になって、やらないほうがかえって気持ち悪いとかというようなことにもなるんでしょうけれども、定着するまでが大変と。そうした面で、教育長は、はたから見れば単純作業に見える陸上競技の指導を長年されてきたという経験もございしますので、そうした基礎をしっかりと反復してやることの重要性について、うまく指導できるものというふうに思っておりますので、そうしたノウハウもぜひ英語教育にも活用していただきたいと思ひます。

以上で、2回目の発言を終わります。